

平成28年度 社会福祉法人希望の家 事業報告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

I 法人の運営

1. 理事会の開催

理事会名・開催日	出席数	欠席数	議 題
第221回 平成28年4月25日	8	0	理事長・副理事長の互選 第三者委員の選任
第222回 平成28年5月27日	8	0	平成27年度事業報告 平成27年度決算 平成27年度監査報告 社会福祉法の一部を改正する法律 の報告
第223回 平成28年10月7日	6	2	社会福祉法の改正 施設利用者の安全確保
第224回 平成28年11月8日	8	0	鳥取県中部地震における施設の被 害状況報告
第225回 平成28年12月22日	7	1	希望の家定款の改正 評議員選任・解任委員会運営細則 評議員選任・解任委員の選任 評議員の候補者
第226回 平成29年2月8日	7	1	地震被害改修工事に係る入札業者 の選定等 平成28年度第1回補正予算
第227回 平成29年3月16日	7	1	地震被害改修工事入札の結果 第1回評議員選任解任委員会の結果 平成29年度予算の主な事業
第228回 平成29年3月24日	7	1	平成28年度第2回補正予算 給与規程の一部改正 経理規程の一部改正 平成29年度事業計画（案） 平成29年度予算（案）

2. 監査の実施

実 施 者	監査事業・実施日	指摘及び改善事項
法人監査	平成27年度事業報告・決算 平成28年5月25日	なし
県実地指導	施設入所・生活介護、短期入所 （希望の家、若竹の家） 平成28年9月13日	なし
法人指導監査（倉吉市）	法人全体 平成29年2月2日（中止：平成28年11月13日連絡あり）	

3. 評議員会の開催

評議員会名・開催日	出席数	欠席数	議 題
第27回 平成28年5月27日	17	0	平成27年度事業報告 平成27年度決算報告 平成27年度監査報告 社会福祉法の一部を改正する法律 の報告
第28回 平成28年12月22日	15	2	希望の家定款の改正
第29回 平成29年2月8日	14	3	地震被害改修工事に係る入札業者 の選定 平成28年度第1回補正予算
第30回 平成29年3月24日	12	5	平成28年度第2回補正予算 給与規程の一部改正 経理規程の一部改正 平成29年度事業計画（案） 平成29年度予算（案）

4. 評議員選任・解任委員会

選任・解任委員会名・開催日	出席数	欠席数	議 題
第1回 平成29年3月14日	4	0	次期評議員の選任

II 各事業の報告（1～5については別紙事業報告書のとおり）

1. 指定障害者支援施設 希望の家
2. 指定障害者支援施設 若竹の家
3. 指定就労継続支援（B型）事業所 つつじ作業所
4. 指定共同生活援助事業所 グループホーム希望の家
5. 指定短期入所事業所 希望の家・若竹の家
6. 個別支援計画
利用者個々に支援計画を立て、利用者・保護者等に説明し
同意を頂いた上で実施（年2回説明会を開催）

説 明 会	期 日	保護者等参加人数
前期支援計画説明会	5月21～23日	31名
後期支援計画説明会	11月5～7日	28名

7. 地域との関わり

項 目	内 容	回 数
実習受け入れ	・鳥取短大施設実習	2回（6月, 8月）
	・倉吉養護学校体験実習	3回（6月, 11月, 2月）
地域との交流	・希望太鼓出演	5回（6月, 7月, 8月, 1月）
	・町社協との交流	1回（7月）
	・保育園行事への参加	1回（5月）
地域への参加	・近隣神社の清掃活動	3回（10月, 12月, 3月）
	・町内の行事, 清掃活動（GH）	通年

項 目	内 容	回 数
ボランティアの受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたば会（裁縫） ・個人（踊り） ・中部理容組合（散髪） ・倉吉信用金庫（清掃） 	毎月1回程度 1回（9月） 1回（9月） 1回（12月）
公益的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的活動に関する意見交換会への参加 ・市社協特別賛助会員入会 	3回（4月, 7月, 3月）

8. 利用率他

サ ー ビ ス 区 分	平成28年度	平成27年度
	実 績	実 績
施設入所支援（希望の家）	96.3%	96.8%
生活介護	93.0%	93.4%
短期入所延べ利用日数	2日（1名）	利用なし
施設入所支援（若竹の家）	102.1%	92.5%
生活介護	96.1%	96.1%
短期入所延べ利用日数	199日（2名）	488日（3名）
就労継続B型（つつじ作業所）	56.7%	49.4%
共同生活援助（グループホーム希望の家）	96.5%	97.1%

Ⅲ 経営管理の状況

1. 財務状況

別紙決算書のとおり

2. 主な施設整備・修繕等の実績

（単位：千円）

名 称	執行額	補助金	備 考
顕彰碑復旧工事	885		
作業棟塗装工事	885		
エレベーター基盤修理	702		
風呂ガス給湯器修理	465		
希望の家居室改修	340		
セレナ更新	849		
軽トラ更新	1,047	有	中央競馬馬主福祉財団
非常通報装置	411	有	鳥取県
希望の家墓修理	100		

1. 指定障害者支援施設 希望の家 事業報告

(自平成28年4月1日 至29年3月31日)

1. 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2. 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3. 設立経過

昭和33年10月1日に生活保護法による「更生施設（定員30名）」として事業を開始。その後、昭和35年4月に「(旧)精神薄弱者福祉法」施行と同時に全国で2番目の「援護施設」として認可をうける。平成20年10月には創立五十周年の式典を行なう。

平成23年10月1日に「障害者自立支援法」（現在、障害者総合支援法）による新体系に移行し、障害者支援施設 希望の家となる。

4. 運営方針

- (1) 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行なう。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するように努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行なう者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5. 利用者定員他

- (1) 施設入所定員 38名
現員 38名（男性 17名 女性 21名）
- (2) 生活介護定員 40名
現員 39名（男性 18名 女性 21名）
- (3) 平均年齢（施設入所）
57.5歳（男性 50.6歳 女性 63.1歳）
- (4) 平均障害支援区分 4.8

6. 職員組織 35名（所長、次長、サービス管理責任者、栄養士各1名、看護師、事務員各3名、調理員6名、生活支援員19名：兼務有）

7. 支援の概要

(1) 生活介護(日中の支援)

障害や年齢・適性・希望等を配慮しながら、農業班、加工班、きらく班、清和班の4つのグループの中で創作活動や生産的活動の機会を提供した。

日常生活に必要な訓練並びに情緒の安定と身の自立を図ることに重点を置いた支援等を行なった。また、外出や買物等、地域生活を意識した支援に努めた。

利用者の教養・娯楽については、自治会や施設主催の各種行事や喫茶等の余暇支援を通して行なった。

(2) 施設入所支援(夜間、休日等の支援)

安心・安全な暮らしを送ることが出来るように、支援体制や施設設備等の充実を図った。

(3) 保健給食

ア 保健

利用者の障害の重度化・多様化、高齢化に対応するため、疾病予防、健康の維持・管理に努めた。また、総合健診をはじめ、各種検診等を実施し、疾病の早期発見・予防に努めた。

中部地区において、インフルエンザの流行が4月になっても治まらず、施設内の消毒、利用者の健康管理の強化を継続した。幸い、インフルエンザの罹患者は出すことはなかった。しかし、5月に風邪が流行り、12名が発熱等の症状で4日程度静養した。感染性胃腸炎の罹患者はなかった。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事ーソフト食、とろみ・刻み食、選択メニュー、行事食等を提供した。

(4) 衛生管理

毎日朝夕2回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって施設内外を清潔に保ち、利用者の入浴支援も毎日行なった。

(5) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

1月、保護者からの苦情が1件あり、敏速に対処した。

(6) 地震による生活環境の変化

10月21日の地震以降、利用者の状態の把握と安全面から判断し、夜勤者を増やし、食堂と会議室に分かれ、5日間過ごしてもらった。

2. 指定障害者支援施設 若竹の家 事業報告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2. 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3. 設立経過

平成9年4月、更生施設「希望の家」から分離・独立し、授産施設「若竹の家」として定員30名で出発。平成17年10月のグループホーム立ち上げに伴い、「通所部」を併設。平成23年10月1日に「障害者自立支援法」（現在、障害者総合支援法）による新体系に移行し、障害者支援施設 若竹の家となる。

4. 運営方針

- (1) 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行なう。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するように努める。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行なう者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5. 利用者定員

- (1) 施設入所定員 26名
現員 29名 (男性 18名 女性 11名)
※4/24まで 25名 (男性 17名 女性 8名)
4/25～10/21 26名 (男性 18名 女性 8名)
- (2) 生活介護定員 30名
現員 30名 (男性 20名 女性 10名)
※4/25～5/16 31名 (男性 21名 女性 10名)
- (3) 平均年齢 (施設入所)
57.2歳 (男性 58.0歳 女性 55.7歳)
4月に1名新規利用者を迎え、10月グループホームみどりの3名が施設入所のサービスを利用されています。
- (4) 平均障害支援区分 3.79

6. 職員組織 26名 (所長、次長、サービス管理責任者、栄養士各1名、

看護師、事務員各 3 名、調理員 6 名、生活支援員
10 名：兼務有)

7. 支援の概要

(1) 生活介護（日中の支援）

障害や年齢・適性・希望等を配慮しながら、農業班、受託加工班、オアシス班の 3 つの活動班の中で生産活動や創作的活動の機会を提供した。また、近隣の神社清掃を年数回実施し地域への奉仕活動も行なった。

(2) 施設入所支援（夜間、休日の支援）

日常生活に必要な訓練並びに情緒の安定と身の自立を図ることに重点を置いた支援を行った。また、社会性の拡大・余暇活動・地域交流等の取組みも実施した。

(3) 保健給食

ア 保健

利用者の障害の重度化・多様化、高齢化に対応するため、疾病予防、健康の維持・管理に努めた。

4 月中旬から 5 月上旬にかけてインフルエンザが入り 14 名が罹患し、その対応にあたる。感染性胃腸炎については、罹患者はなかった。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事ーソフト食、とろみ・刻み食、選択メニュー、行事食等を提供した。

(4) 衛生管理

毎日朝夕 2 回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって施設内外を清潔に保ち、利用者の入浴支援も毎日行なった。

(5) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

3. 指定就労継続支援 (B型) 事業所 つつじ作業所 事業報告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2. 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3. 設置経過

平成23年10月1日に「障害者自立支援法」(現在、障害者総合支援法)による新体系に移行し、障害福祉サービス事業所 つつじ作業所を設立する。

4. 運営方針

- (1)利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者自立支援法施工規則第22条第1項に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会を提供する事を通じて知識及び能力のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識・能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援をする。
- (2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って就労継続支援(B型)を提供するように努める。
- (3)出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4)「鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

5. 利用者定員他

(1) 定員 20名

現員 12名(男性 10名 女性 2名)

(2) 平均年齢 57.6歳(男性 57.6歳 女性60.0歳)

(3) 平均障害支援区分 2.45

6. 職員組織 7名(所長、次長、サービス管理責任者、事務員、職業指導員、生活支援員、目標工賃達成指導員 各1名)

7. 施設の概要

(1) 就労支援

受託加工班、木工班の2つの作業班を中心として、その他に県の農福連携事業の請負作業、障がい者優先調達推進法による市からの仕事の受注、児童施設の除草作業、法人内調理業務、グリンスコール関金の清掃作業と新たに厚生病院の清掃作業を取り入れ就労の機会を提供しました。今年度の売り上げは約421万円で達成率は年度当初予算299万円に対して、約140%でした。また月額平均工賃は25,380円でした。

(2) 保健給食

ア 保健

毎朝、担当職員が健康チェックを実施し、必要に応じて医務と連携。日中活動の中でも健康面・安全面を重視した。

イ 給食

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事（選択メニュー、行事食等）を提供した。

(3) 衛生管理

毎日朝夕2回の清掃・消毒、定期的な大掃除等によって作業場、施設内外を清潔に務めた。

(4) 苦情解決・虐待防止

上記のための委員会を設置し、苦情解決・虐待防止の措置を講じ職員に周知した。また、関連する各種研修等に積極的に参加した。

4. 共同生活援助事業所 グループホーム希望の家 事業報告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 設置主体 社会福祉法人 希望の家

2. 各グループホームの名称及び所在地

- (1) グループホーム みどり (10月21日まで)
住所 倉吉市みどり町 3200 - 9
開設日 平成17年10月1日
10月21日の鳥取県中部地震により被災した為、事業を廃止。
- (2) グループホーム たきがわ
住所 倉吉市関金町関金宿 1448 - 8
開設日 平成21年4月7日
- (3) グループホーム せきがね
住所 倉吉市関金町関金宿 1448 - 8
開設日 平成21年4月7日

3. 設立経過

平成17年10月に地域生活援助事業所グループホームみどり(男性4名)として開設。平成18年10月にグループホームいわき(女性2名)も開設(平成21年3月まで)し、共同生活援助事業所グループホーム希望の家として事業運営。平成21年4月たきがわ、せきがね両ホームの新規開設に伴い、一体型共同生活援助事業所 グループホーム希望の家とする。平成26年4月法改正に伴い、グループホーム希望の家に名称変更する。

4. 運営方針

- (1) 利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談その他日常生活上の援助を適切に行なう。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5. 利用定員他

- (1) グループホーム みどり 4名(女性) 現員4名
(2) グループホーム たきがわ 6名(男性) 現員6名

- (3) グループホーム せきがね 6名(男性) 現員6名 (合計16名)
- (4) 平均年齢 58.4歳(男性 58.7歳 女性 57.8歳)
- (5) 平均支援区分 2.69(10月22日以降、2.67)

6. 職員配置及び支援体制

- (1) 職員数 13名(所長、次長、サービス管理責任者2名、看護師2名、生活支援員1名、生活支援員兼世話人4名、夜間世話人2名：兼務有)
- (2) 支援体制 世話人4名で、3ホームをローテーションして勤務し、たきがわ・せきがねには、夜間世話人を配置。また、週1回看護師が訪問する。
11月より2ホームとなった為、休日の支援時間を増やし対応する。

7. 支援の概要

- (1) 利用者が、安心して楽しく生活できる支援、環境を整える。
 - ・ 世話人と連携を図りながら、個別のケースに対応する。
 - ・ 世話人との連絡会を定期的に関き、利用者の理解を深め支援の質の向上を図る。
 - ・ 世話人研修(県主催)に参加する。
 - ・ 必要に応じて休日支援を実施する。
- (2) 地域住民、自治会等への理解と協力を求め、連携して支援できる体制を構築する。(地域の行事、清掃活動等への参加)
- (3) 利用者の健康、精神面の状態を把握し、其々の事業所と連携を図りながら対応する。
4月下旬から5月上旬に2名インフルエンザに罹患し、その対応にあたる。

地震のため、10月22日よりグループホームみどりの利用者4名は利用サービスを変更し対応する。

(若竹の家入所 3名 若竹の家短期入所 1名)

	10月21日まで	10月22日から
・ 希望の家(生活介護)利用	1名	1名
・ 若竹の家(生活介護)利用	4名	2名
・ つつじ作業所(就労系)利用	10名	8名
・ ワークスひるぜん(就労系)利用	1名	1名

5. 指定短期入所事業所 希望の家 事業報告

〃 〃 若竹の家 事業報告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 所在地 倉吉市みどり町3576番地1

2. 設置主体 社会福祉法人 希望の家

3. 運営方針

- (1) 利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行なう。
- (2) 利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるように努める。
- (3) 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 「鳥取県障害者支援施設に関する条例」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。

4. 入所定員

- (1) 希望の家 空床型
- (2) 若竹の家 併設型（2名）及び空床型

5. 利用状況

今年度の利用は、希望の家は1名（男性）で、延べ日数は2日、若竹の家は2名（男性1名、女性1名）で、延べ利用日数は199日でした。